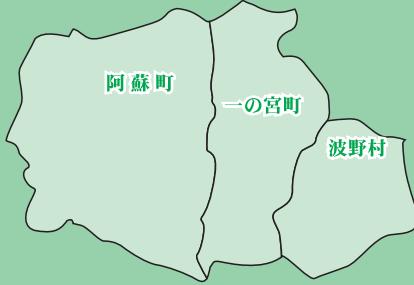


阿蘇中部3町村



合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

合併協議会の状況



十二月九日（火）に第二回阿蘇中部3町村合併協議会が、一の宮町就業改善セミナーで行われました。会議に先立ち、第1回の会議において選任同意を得た監査委員に、委嘱状の交付が行われました。

会議は河崎敦夫会長挨拶、岩下地域振興局長の挨拶に引き続き、一の宮町、波野村、産山村の住民から提出された住民発議について経緯の説明と意見交換が行われ、今後も阿蘇中部3町村合併協議会において合併協議を進めていくこと、住民の皆様にも説明をしていくことが確認されました。

合併協議会の内容については、これまで同様、合併協議会より、ホームページ、各町村の広報誌でご紹介してまいります。その後議題に移り、小委員会報告のあと、次回協議予定の七項目について事務局から説明がなされました。

今回の審議経過及び提案事項については次のとおりです。

第2回協議会 12月9日（火）

平成16年1月1日第2号(2)

場所

一の宮町／就業改善センター

住民発議についての主な意見

一の宮町

・平成十三年から枠組みについて協議し、それぞれの段階で住民説明、議会をとおして、平成十四年八月に任意協議会を立ち上げた。途中産山村の離脱の時には、何度も慰留し、最後は産山村まで出向いて村長さんにお話した経緯もある。結果として議会の議決をいただき、現在の3町村での法定協設立に至った。

今まで二年にわたって慎重に審議し、十七年合併に向けて心を一つにして協議を進めてきたが、今、この時期にこのような動きがあることは残念。

中部3町村としては今後も合併協議を諒々と進めてきたい。将来の阿蘇を考えたときに、この合併以外にはないと確信している。

・住民からみれば、説明が足りないという話も聞くので、これから何らかの形で住民に直接説明をしながら進めいくことが必要。

波野村

・これまで、それぞれの段階で機関決定をしながら法定協に移行し進めてきた。今後も3町村の合併に向けて更に協議をしたい。他の枠組みによる合併は考えていない。産山村の再加入については、これまで門戸を開いている。

・将来の若者のことと思うなら、四つにまとめるほんにエネルギーをついやして欲しい。4町村、十二町村が一つになることがこれから二町村が一つになることがこれから阿蘇づくりに大切。新しい阿蘇づくりをしなければいけないときに、阿蘇町をはずすことなど考えられない。

・産山村の離脱については、何回も会議を開き、村長にも会いに行つて慰留した。公文書もやり、今でも戸を開いているといつている。努力をしてきた。

・例えば住民発議の手続きに半年かかりた場合、法定協議会は計画どおり進めていけるのか危惧する。（特例法の期限までに合併が間に合わない）

・この時点でこういう問題が出てきくなるのではないか。）

たのは残念。阿蘇町としても、この合併を成就させることが新しい阿蘇

市誕生、ふるさと造りにつながるという思いでそれぞれが協議に加わってきた。決しておごりも、強行もする意味で協議に参加してはいない。

合併が壊れることのないように、一の宮町、波野村の住民の方にも十分説明をお願いしたい。

阿蘇地域振興局

・合併枠組みとか、可否の最終的な判断は、各町村において行われる。住民に対する合併の必要性等の周知徹底をよりいつそうお願いしたい。

まとめ

・阿蘇中部3町村合併協議会の協議については、今後も諒々と進めていくこと、住民の皆様には今後も十分説明していくことが確認されました。

○協議第六号 合併の期日について

合併の期日については、平成十七年三月三十一日までということで確定していましたが、今回具体的な期日について提案しました。

提案事項

円滑な行政サービスを行うための電算システム移行稼動、合併で予定される事務事業又は公的行事との関係、合併までの準備期間、引継ぎの利便性等を考慮し、平成十七年二月十一日（金）（建国記念日）を合併の期日として提案しています。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）（継続）

四月八日の任意協議会において、委員から部落有林等について実態調査をしてから協議してはどうかという意見が出され、部落有林等については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整する。普通財産の山林・原野の使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐということで提案しています。



○協議第八号 財産及び債務の取扱いについて（基金等）

基金については、平成十四年度決算後の標準財政規模のそれぞれ十五%を持ち寄ることで提案しています。

○協議第九号 補助金・交付金等の取扱いについて

新市の場合、平成十四年度数値（3町村計）が約二十二億円で、類似市（山鹿市約十三億円）と比較しても非常に高い状況で、新市の財政計画では、合併後五年間を平成十六年度数値の十五%減で計上し、その後一々三%減で計上しています。

調整方針としては、今回次のとおり提案しています。

3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対するものについて、団体の理解と協力を得ながら統合、制度の統一化に向けた調整を行います。

町村単独で実施している団体及び事業に対するものについては、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行います。

合併までに廃止できるものについては、廃止の方向で調整を行います。具体的には、各町村の予算査定の中で連携をとりながら調整していく

○協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

町、村、字の区域については、従前とのおりとすることで提案しています。

○協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

波野村においては「波野村大字＊＊」を「阿蘇市波野村＊＊」に置き換える。

○協議第十一号 国民健康保険の取扱いについて（継続）

十月十四日の協議会での意見をもとに、次のような修正を加えて提案しています。

町、村、字の名称については様々な標記の仕方があります。理想としては、表記の仕方を統一し出来るだけ簡素化した方が良いと思われますが、これまで、旧町村名を残せないかという意見もあり、次回の協議会で各町村の意見を聞くこととしています。

○協議第十二号 行政区の取扱いについて

新市の国保会計の安定した運営を図るため、財政調整基金については保険給付費のそれぞれ十五%に相当する額を持ち寄る。

国保税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図る。

○協議第十二号 行政区の取扱いについて

行政区については現行どおり新市に引き継ぐものとしています。

記の仕方で提案させていただいております。

一の宮町においては「一の宮町大字＊＊」「を「阿蘇市一の宮町＊＊」に置き換える。

阿蘇町においては「阿蘇町大字＊＊」を「阿蘇市＊＊」に置き換える。

○協議第十三号 上・下水道事業の取扱いについて（継続）

上水道（簡易水道）使用料については、3町村ともあまり格差がないため「使用料は現行のとおり」として新市において調整することとしています。

○協議第十一号 上・下水道事業の取扱いについて（継続）

なお、公営の水道以外についても住民から施設整備等の要望があつた場合、公営水道と同様の条件により新市においても対応することとしています。

○協議第十三号 上・下水道事業の取扱いについて（継続）

上水道（簡易水道）使用料については、3町村ともあまり格差がないため「使用料は現行のとおり」として新市において調整することとしています。



法定協議会設置届けを 県知事に提出

十二月十二日に、一の宮町、阿蘇町、波野村の町村長、議長らが、県庁を訪問し、潮谷義子熊本県知事に法定協議会の設置届けを提出しました。

はじめに河崎会長が「これまで、

四十五の協議項目中、三十六項目について確認し、第2回法定協議



県知事に提出

会においては、合併の期日を平成十七年二月十一日とするという案

も含め、七項目を提案させていた
だいた。新市の建設計画について
も県との事前協議を進めていると
ころである。

今後も3町村力をあわせて、阿蘇市
の建設に向けて取組んでいく
所存である。県の全面的な支
援をお願いする。」とあいさ
つ。

潮谷知事は「阿蘇は年間千八百万人が訪れる素晴らしい
所である。これから阿蘇が
観光環境都市という新しい歩
みを踏み出されることに大変期待している。解決しなけれ
ばならない問題等もたくさん
あるが、一つ一つ心を合わせ
ながら将来の阿蘇のために皆
さんの歩みが続けられること
を心から願う。振興局もがん
ばる。皆さんと一緒に良い合
併後のスタイルをつくってい
きたい。」と述べられました。

挨拶に引き続き、

一の宮町の渡邊
町長から「今後
も合併協議につ
いては肅々と進
めていきたい。

今回の住民発議
の動きについて
は、わからなか
つたというのも

事実。住民への
説明もやつてい
かねばならない。

阿蘇地域振興局
長にも今後とも
よろしくお願ひ
したい。」

波野村の市原
村長から「波野
は阿蘇町の人口
の十分の一の村
で、吸収合併で
はないかとの村
民の心配もあつ
たが、これまで協議を進め今日に
至った。住民発議には戸惑つてい
るが、これまでつくりあげた信頼
関係を大切に十七年二月の合併に
あたりの交通整理について、県の
ほうの指導をお願いしたい。」と
いう発言がありました。



河崎町長からは「合併特例法の
挨拶に引き続き、
一の宮町の渡邊
町長から「今後
も合併協議につ
いては肅々と進
めていきたい。
今回の住民発議
の動きについて
は、わからなか
つたというのも
事実。住民への
説明もやつてい
かねばならない。
阿蘇地域振興局
長にも今後とも
よろしくお願ひ
したい。」

波野村の市原
村長から「波野
は阿蘇町の人口
の十分の一の村
で、吸収合併で
はないかとの村
民の心配もあつ
たが、これまで協議を進め今日に
至った。住民発議には戸惑つてい
るが、これまでつくりあげた信頼
関係を大切に十七年二月の合併に
あたりの交通整理について、県の
ほうの指導をお願いしたい。」と
いう発言がありました。

阿蘇中部3町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第2回協議会までに提案、承認された事項

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2	合併の期日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> （設置日継続）
	3	新市の名称	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	4	新市の事務所の位置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	5	財産及び債務の取扱い	<input type="radio"/>	
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画（ビジョン）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	7	議會議員の定数及び任期の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<input type="radio"/>	
	9	地方税の取扱い	<input type="radio"/>	
	10	一般職員の身分の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	12	条例、規則等の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13	事務機構及び組織の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14	一部事務組合の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	15	使用料、手数料等の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16	公共的団体等の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	17	補助金・交付金等の取扱い	<input type="radio"/>	
	18	町・村・字名の取扱い	<input type="radio"/>	
	19	慣行の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	20	国民健康保険の取扱い	<input type="radio"/>	
	21	介護保険の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	22	消防団の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	23	行政区の取扱い	<input type="radio"/>	
	24	姉妹都市の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	25	国際交流事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	26	電算システム事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	28	防災関係事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	30	保健衛生関係事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	32	障害者福祉事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	33	高齢者福祉事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	34	児童福祉事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	35	保育事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	36	その他の福祉事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	38	環境対策事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	39	農林水産関係事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	40	商工観光関係事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	41	建設関係事業の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	42	上・下水道事業の取扱い	<input type="radio"/>	
	43	学校教育関係の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	44	社会教育関係の取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	45	その他の事業の取扱い		

次回協議会の開催日

第三回合併協議会は、一月十三日(火)午後一時三十分から一の宮町就業改善センターで開催いたします。

※協議会の開催日及び開催時間は、毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。

なお、第四回以降の協議会開催予定は基本的には次のような計画を持つますが、会場等については、今後の合併協議会だより、または町村役場、合併協議会事務局等にご確認ください。

回数	開催予定日	場所
第5回 16年3月9日	16年2月10日	一の宮町
第4回 16年3月9日	16年2月10日	一の宮町

協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただきます。

協議会の会議資料は 閲覧することができます

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。また、会議録については、ホームページでもご覧になります。詳しくは事務局にお尋ねください。

ホームページで情報を公開しています

15年12月より阿蘇中部3町村合併協議会のホームページを開設しております。
協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

新年おめでとうございます。歳月のすぎるのは速いもので、はやくも十六年の新春を迎えました。

合併協議会も、この十六年中最後の総仕上げとなります。しかしながら、この合併については、住民の方の不安も大きく、まだ住民の方全員がご納得いただいているとは当然思つておりません。

各町村におかれましても、合併に進まれてはいますが、慎重に推進されています。

現在の国内状況と、将来の自治体制を考え、合併に向かわなければならぬ原点を見詰めるべく、少子高齢化や、人口減少、将来の社会情勢等々の問題が山積みしています。

このような状況の中で、町村を合併しての地方自治体づくりであります。

今後も合併協議会においては、更に真剣な討議・調整を行って参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。